

4月から介護予防・日常生活支援総合事業が始まります。

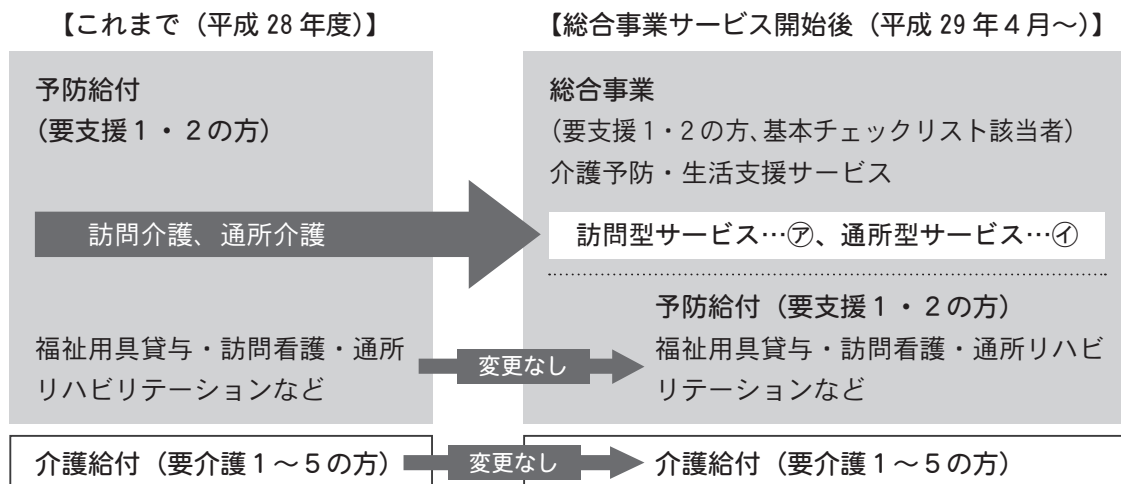
介護保険法の改正により、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域全体で支え合い、介護予防を進めていくための「介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業）」が、平成29年4月から始まります。

65歳以上の方を対象にその方の状態や必要性に合わせた介護予防サービスを提供し、いきいきとした生活が継続できるように支援します。

総合事業とは？ ①介護予防・生活支援サービス事業と、②一般介護予防事業です。

① 介護予防・生活支援サービス事業

▶ **対象者** 要支援1・2の認定を受けている方、健康福祉課で行う基本チェックリスト（25項の間診票）による事業該当者。



▶ 内容

⑦訪問型サービス

サービスの種類	内容
訪問介護相当サービス	いままでの介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）と同様のサービスです。
訪問型サービスA	対象となる単身高齢者等へホームヘルパー等による生活援助等を行います。

①通所型サービス

サービスの種類	内容
通所介護相当サービス	いままでの介護予防通所介護（デイサービス）と同様のサービスです。
通所型サービスA	介護予防のための体操、口腔・栄養指導、リクリエーション等を行います。（八乙女げんき塾・元気パワーアップクラブ）

② 一般介護予防事業

▶ **内容** 今まで行っていたふれあいきいきサロン等での介護予防の取り組みや、新たに各地区単位での介護予防教室を開催します。詳しくは広報しらたか4月号でお知らせします。



【申し込み・問い合わせ】
健康福祉課地域包括支援センター 係 ☎ 86-0112

● **参加料** 無料

● **対象者** どなたでも

● **内容** 介護予防の紹介といきいき百歳体操の紹介

● **どこで** 白鷹町健康福祉センター すこやかホール

● **いつ** 3月21日（火）
午後1時30分～3時30分

● **さい** 年齢を重ねても、健康でいきいきとした生活を送るために、誰でも取り組むことができる「いきいき百歳体操」を紹介する講座を開催します。ぜひご参加ください。

介護保険講座「いきいき百歳体操からはじまる健康づくり・仲間づくり」を開催します